

税務課

☎ 町民税係 (113・114・115)

## 所得税及び復興特別所得税の 予定納税(第2期分)をお忘れなく

令和5年分の「所得税及び復興特別所得税」の予定納税(第2期分)の納期限は、**令和5年11月30日(木)**です。納期限までに、金融機関または所轄税務署の窓口で納付してください。

なお、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、ぜひご利用ください。

また、スマホアプリ納付やクレジットカード納付などの各種キャッシュレス納付も大変便利なものとなっておりますので、詳しくは国税庁ホームページの「納税に関する総合案内」(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>)をご覧ください。

(注) 予定納税とは、前年分の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の「所得税及び復興特別所得税」の一部をあらかじめ納付する制度です。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

## インボイス制度・年末調整・所得税の確定申告で お困りのときは、“ふたば”にご相談ください

インボイス制度・年末調整・所得税の確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ税務相談チャットボットの「税務職員ふたば」にご相談ください。

お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能(AI)を活用して自動でお答えします。土日・夜間でもご利用いただけます。

詳しくは、国税庁ホームページ「チャットボット(ふたば)に質問する」へ

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/chatbot/index.htm>)

パソコン・スマホサイトは、こちらのコードからもご利用になれます。

「チャットボット(ふたば)に質問する」



## 税務署での来署によるご相談はご予約を

税務署での来署によるご相談は、事前のご予約をお願いします。

国税について来署による相談を希望される場合や相談内容により電話等での回答が困難な場合には、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいた上で、所轄の税務署においてご相談をお受けしております。

ご予約の際には、お名前・ご住所・相談内容等をお伺いいたします。

・大隅税務署 (☎099-482-0007) ※自動音声案内